徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

十　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
十一　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十二　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
十三　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○厚生労働省告示第百七十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表第二中第二百十三号を第二百三十三号とし、第二百十二号を第二百三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十二　連珠飲

別表第二中第二百十一号を第二百三十号とし、第二百六号から第二百十号までを十九号ずつ繰り下げ、第二百五号を第二百二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百二十四　抑肝散加芍薬黄連

別表第二中第二百四号を第二百二十二号とし、第二百三号を第二百二十一号とし、第二百二号を第二百十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二百十九　味麦地黄丸

二百二十　明朗飲

別表第二中第二百一号を第二百十七号とし、第百九十一号から第二百号までを十六号ずつ繰り下げ、第百九十号を第二百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百六　附子理中湯

別表第二中第百八十九号を第二百四号とし、第百七十八号から第百八十八号までを十五号ずつ繰り下げ、第百七十七号を第百九十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九十二　八解散

別表第二中第百七十六号を第百九十号とし、第百六十六号から第百七十五号までを十四号ずつ繰り下げ、第百六十五号を第百七十六号とし、同号の次に次の三号を加える。

百七十七　当帰芍薬散加黄耆釣藤

百七十八　当帰芍薬散加人参

百七十九　当帰芍薬散加附子

別表第二中第百六十四号を第百七十五号とし、第百五十九号から第百六十三号までを十一号ずつ繰り下げ、第百五十八号を第百六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十九　定悸飲

別表第二中第百五十七号を第百六十七号とし、第百五十二号から第百五十六号までを十号ずつ繰り下げ、第百五十一号を第百六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十一　知柏地黄丸

別表第二中第百五十号を第百五十九号とし、第百四十九号を第百五十八号とし、第百四十八号を第百五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十七　竹葉石膏湯

別表第二中第百四十七号を第百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十五　沢瀉湯

別表第二中第百四十六号を第百五十三号とし、第百三号から第百四十五号までを七号ずつ繰り下げ、第百二号を第百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九　芍薬甘草附子湯

別表第二中第百一号を第百七号とし、第八十五号から第百号までを六号ずつ繰り下げ、第八十四号を第八十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十　柴蘇飲

別表第二中第八十三号を第八十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十八　柴胡疎肝湯

別表第二中第八十二号を第八十六号とし、第七十一号から第八十一号までを四号ずつ繰り下げ、第七十号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四　杞菊地黄丸

別表第二中第六十九号を第七十二号とし、第三十七号から第六十八号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九　枳縮二陳湯

別表第二中第三十五号を第三十七号とし、第二十八号から第三十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　加味四物湯

別表第二中第二十六号を第二十七号とし、第十九号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　解労散

○農林水産省告示第千八十三号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年五月十八日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「八　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）」を「九　被災家畜処理促進・畜産関連業種再開支援事業推進費補助金

い評価手法の確立対策に係るものを除く。）」に、「農業経営金融支援対策費補助金（農業経営改善利子補給金等交付事業費及び農業経営復旧対策特別保証事業費に限る。）」を「農業経営金融支援対策費補助金（農業経営改善利子補給金等交付事業費及び農業経営再開支援交付金　「農業経営対策整備交付金」を「公害防除特別土地改良事業費補助」を「公害防除特別土地改良事業費補助」に改める。

○農林水産省告示第千八十四号

平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年五月十八日から適用することとしたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表補助金等の予算科目の欄中「農業経営改善利子補給金等交付事業費」の下に「及び農業経営復旧対策特別保証事業費」を加える。